

胃がん検診受診票

フリガナ			性別	1.男 2.女
姓 名	姓	名	職業(職種)	
生年月日	明・大・昭	年 月 日生(歳)	検診歴	以前に受診した年度の数字を○で囲んでください。 10 11 12 13 14 15
フリガナ				
住 所			初診	
電話番号	フリガナ		再診	
	世帯主			
既往症	今までにお腹の病気にかかったことがありますか? ①ない ②胃がん ③十二指腸潰瘍 ④胃ポリープ ⑤胃炎 ⑥胆石・腎結石 ⑦その他()		今までにお腹の手術を受けたことがありますか? ①ない ②ある(病名) いつごろ 年 月(歳) 病院名	
自覚症状	該当するものがありますか? ①ない ②腹痛(a.空腹時 b.食後 c.食事と無関係) ③もたれ ④胸やけ ⑤食欲不振 ⑥体重減少 ⑦吐き気			
その他	1.便秘(①普通 ②下痢 ③便秘 ④黒便) 2.現在妊娠していますか?(①いいえ ②はい) 3.胃や大腸の検査でバリウムを使った際に皮膚に発疹やじんましんが出たり、身体の具合が悪くなったことがありますか?(①ない ②ある)		4.検診以外に医療機関等で胃の検査を受けたことがありますか? ①ない ②ある 年 1.レントゲン 2.内視鏡 (結果:)	

(切り取り)

胃がん検診受診票

フリガナ			性別	1.男 2.女
姓 名	姓	名	職業(職種)	
生年月日	明・大・昭	年 月 日生(歳)	検診歴	以前に受診した年度の数字を○で囲んでください。 10 11 12 13 14 15
フリガナ				
住 所			初診	
電話番号	フリガナ		再診	
	世帯主			
既往症	今までにお腹の病気にかかったことがありますか? ①ない ②胃がん ③十二指腸潰瘍 ④胃ポリープ ⑤胃炎 ⑥胆石・腎結石 ⑦その他()		今までにお腹の手術を受けたことがありますか? ①ない ②ある(病名) いつごろ 年 月(歳) 病院名	
自覚症状	該当するものがありますか? ①ない ②腹痛(a.空腹時 b.食後 c.食事と無関係) ③もたれ ④胸やけ ⑤食欲不振 ⑥体重減少 ⑦吐き気			
その他	1.便秘(①普通 ②下痢 ③便秘 ④黒便) 2.現在妊娠していますか?(①いいえ ②はい) 3.胃や大腸の検査でバリウムを使った際に皮膚に発疹やじんましんが出たり、身体の具合が悪くなったことがありますか?(①ない ②ある)		4.検診以外に医療機関等で胃の検査を受けたことがありますか? ①ない ②ある 年 1.レントゲン 2.内視鏡 (結果:)	

今年も、固定資産評価替えの年 評価額の見直しをします

固定資産の評価替えとは?

固定資産税は、毎年一月一日現在で市内に土地や家屋、償却資産を所有している人や法人にかかる税金で、固定資産の価格を元に課税されます。土地と家屋の評価額は三年ごとに見直しですが、これを評価替えといいます。平成十五年度は評価替えの年です。

評価額はどのように決めるのか?

土地の中でも、特に宅地の評価額は、土地の取引の目安となる

る地価公示価格などの七割程度を目安としています。具体的な算出方法は、市内の標準宅地三百六地点について不動産鑑定士による鑑定評価価格を基に評価額を算定しています。

家屋については、評価替えの時点で、その家屋と全く同じものを新築した場合に必要とされる建築費(再建築価格)から建築後の損耗費を差し引いて計算されます。

評価替えで税負担はどれくらいに?

宅地は、商業地区および住宅

区分	負担水準	負担調整率
住宅用地	100%を超えるもの	100%まで引き下げ
	80%以上100%以下	1.00(据置)
	40%以上 80%未満	1.025
	30%以上 40%未満	1.05
	20%以上 30%未満	1.075
	10%以上 20%未満	1.10
商業地など	70%を超えるもの	70%まで引き下げ
	60%以上 70%以下	1.00(据置)
	40%以上 60%未満	1.025
	30%以上 40%未満	1.05
	20%以上 30%未満	1.075
	10%以上 20%未満	1.10

※負担水準(%)
住宅用地= $\frac{\text{平成14年度課税標準額}}{\text{平成15年度評価額}} \times 100$
住宅用地特例率:住宅1戸あたり200㎡まで...1/6
200㎡を超える部分...1/3

商業地など= $\frac{\text{平成14年度課税標準額}}{\text{平成15年度評価額}} \times 100$

負担水準とは

評価額に対する前年度の課税標準額(税額を計算する基になる額)の割合のことです。負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げるしくみとなっています。

このしくみによって、すべての土地の税額が上がるわけではなく、税額が上がるのは負担水準の低い土地に限られています。現在は、そのばらつきを是正している過程であることから、地価の動向に関わりなく地価が下落しても、税額が上がるという場合も生じてくるわけです。

納税通知書に課税明細書を添付します

納税者の皆さんに、ご自身の固定資産を確認してもらうため、納税通知書に土地・家屋の明細書(償却資産は除く)を添付

固定資産税に関する閲覧と縦覧について

●とき 4月1日(火)～30日(水)の午前8時30分～午後5時(ただし、土・日曜および祝日は除く)。
●ところ 税務課⑥番窓口(市役所2階)
●詳しいことは... 広報三月一日号をご覧ください

問い合わせ

税務課資産税係 (内線2111、2113)へ。

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。